

「水質基準に関する省令」等 及び 水質管理目標設定項目の一部改正案
に関するパブリックコメントの結果とその対応について

水質基準等については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされ、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めているところである。

平成 22 年 2 月開催の第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会において、トリクロロエチレン等について、水質基準等の見直しの方向性が了承されたことを受け、今般、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、「水質基準に関する省令」の一部改正及び水質基準を補完する項目として定める水質管理目標設定項目の見直しを行うとともに、これに伴い、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号) 及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成 9 年厚生省令第 14 号) の一部を改正することとし、次表の 2 件について、平成 22 年 9 月 6 日～10 月 5 日の間、パブリックコメントの募集を行った。

	タイトル	概要
1	「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正案に関する意見の募集について	<ul style="list-style-type: none"> • 食品安全委員会答申を踏まえ、「水質基準に関する省令」を一部改正し、「トリクロロエチレン」について、水質基準を改正(現行基準値 0.03mg/L) →0.01mg/L • 水質基準の改正に伴い、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部を改正し、「トリクロロエチレン」に関して、薬品基準、資機材材質基準及び給水装置の浸出性能基準を改正 • 平成 23 年 4 月 1 日より施行。
2	水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見の募集について	<ul style="list-style-type: none"> • 食品安全委員会答申を踏まえ、水質管理目標設定項目の「トルエン」について、目標値を改正(現行目標値 0.2mg/L)。 • 食品安全委員会答申を踏まえ、水質管理目標設定項目の農薬類の対象農薬リスト中 4 項目について、目標値を改正。 • 平成 23 年 4 月 1 日より施行。

<意見募集の結果について>

2 件のパブリックコメントに寄せられた意見概要と回答案は次のとおり。回答案に関しては、平成 22 年 12 月の水質基準逐次改正委員会において了承されたもの。

1. 「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正案に関する意見募集の結果について

「水質基準に関する省令」等の一部改正案については、2 件の意見が寄せられた。意見概要と回答案は次表のとおり。

番号	意見概要	件数	回答案
<トリクロロエチレンに係る水質基準の改正について>			
1	<p>新基準案は、水道水における検出状況及び健康影響を踏まえた評価に基づくものだが、評価方法に恣意が入り込むことが避けられないような推定の積み重ねに基づいており、評価の信憑性について疑問がある。</p> <p>水道水における検出状況を踏まえ、基準値を超える水道が存在しない値から逆算したのではないか。</p> <p>最近の技術によって可能となるトリクロロエチレンの除去量等も考慮して基準を設定すべき。</p>	1 件	<p>今回の評価値は、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、汚染地下水を原水としている地域等において特異的に高濃度で水道水中に含まれる場合があることを考慮するとともに、我が国における大気や食品からの曝露量及び原水汚染がある場合の水道水摂取を仮定した曝露量を用い、水道水からの蒸発に関して追加曝露を考慮すべきとした WHO 飲料水水質ガイドラインの指摘を踏まえ、水道水由来（経口飲用分と吸入・経皮曝露分合計）の曝露割合を 70%と算定し、評価値を算定したものであり、水質基準値として妥当な値であると考えます。</p>
2	<p>本基準については、平成 23 年 4 月の施行が予定されている。</p> <p>規模の小さい専用水道施設では他水源のバックアップをもたない場合や施設整備に迅速に対応できない施設も多い状況。</p> <p>これまでの水質基準の改正では公布から施行まで期間がなかった</p>	1 件	<p>トリクロロエチレンについては、一般公開された平成 22 年 2 月の厚生科学審議会生活環境水道部会において評価値を強化することが決定されており、水道担当者会議等において情報提供を行ってきました。人の健康を確保するとの観点から評価値を迅速に設定する必要があるため、</p>

<p>ため、今回の項目については、事前に施設に対して情報提供を行い対応について指導しているが、大規模な施設整備が伴うような場合、明確な指導根拠が求められる。</p> <p>基準改正にあたっては、専用水道の状況や公布から施行までの期間（施設改修が必要な場合は、施設の整備計画の策定期間、確認申請等の手続きの期間、設備改修の実施期間、給水開始前の水質検査の期間が必要になるため）や施設改修中の場合の基準の取扱いについても考慮願いたい。</p>	<p>平成 23 年 4 月に施行することは適切と考えます。</p> <p>なお、基準を超過する専用水道が存在する場合は、当該水道設置者に対し、曝気槽の設置等によるトリクロロエチレン濃度の低減や市町村が運営する水道への切り替えを促すとともに、これらの対策が講じられるまでの間は、煮沸した後に飲用することや入浴時に換気すること等の注意事項を利用者に周知するよう、都道府県衛生行政担当部局等を通じて呼びかけていきます。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見の募集について

水質管理目標設定項目の一部改正案については、4 件の意見が寄せられた。
意見概要と回答案は次表のとおり。

番号	意見概要	回答案
1	<p>メタラキシルの目標評価値には、メタラキシルMを含める。</p> <p>[理由]水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に際しては、メタラキシルとメタラキシルMの和として取扱われている。</p>	<p>現行の検査法では、メタラキシルと光学異性体のメタラキシル M を区別して分析していないため、目標評価値はメタラキシルとメタラキシルMの和となっています。</p>
2	<p>以下の農薬の目標評価値を早急に改訂願いたい。</p> <p>(1) アセフェート</p> <p>[理由]アセフェートは、ADI0.03mg/kg 体重/日を基に、目標評価値が0.08mg/L のままの据え置きとなっているが、食品安全委員会の再評価の結果 ADI は0.0024mg/kg 体重/日である。</p> <p>(2) トリクロロホン (=DEP)</p> <p>[理由]トリクロロホンは、ADI0.01mg/kg 体重/日を基に、目標評価値が0.03mg/L の</p>	<p>御意見は今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、今後、水質基準逐次改正検討会で、アセフェート及びトリクロロホンについて、食品安全委員会の評価等を踏まえ、目標値を検討していくこととします。</p> <p>なお、テルブカルブは農薬類に含まれており評価値を設定しています。</p>

	<p>ままの据え置きとなっているが、再評価の結果、ADIは0.002mg/kg体重/日とされ、環境省が本年5月に公表した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を作成する際に、この0.002が使用されている。</p> <p>(3)テルブカルブの目標評価値の復活 [理由]テルブカルブ含有農薬は、1998年7月9日登録失効し、その後、目標評価値は削除されたが、環境省によるゴルフ場使用農薬の調査では、06-09年度においても、排水中に検出されている。</p>	
3	<p>早急にネオニコチノイド系農薬の目標評価値を設定されたい。その際、塩素処理等による化学反応生成物も対象とすべきである。</p> <p>[理由]厚生労働科学研究費補助金を用いた「飲料水の水質リスク管理に関する統合研究」の一環として実施された河川水の調査の結果、ネオニコチノイド系農薬が検出されているため。</p>	<p>御意見は今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、今後も厚生労働科学研究における対象とするなど、適切に検討していきます。</p>
4	<p>現行の総農薬方式をあらため、EUと同様、総農薬で0.5ppb=0.0005mg/L、単一農薬で0.1ppb=0.0001mg/Lという基準にすべきである。</p>	<p>御意見は今回の意見募集の直接の対象ではありません。なお、現行の総農薬方式は、個々の農薬の検出濃度のみならず、毒性も考慮した評価方式であることから、適切な方法です。</p>

(参考1) トリクロロエチレンの水道水からの検出状況

改定基準値に基づいた水道水からのトリクロロエチレンの検出状況は次表のとおり。

平成18年度から20年度までの間に、0.01 mg/Lの10%超過（0.001 mg/L）は毎年約50～80件、50%超過（0.005 mg/L）は6～9件、また改定評価値（0.01 mg/L）超過は約2件あった。

表. トリクロロエチレンの改定評価値に基づく過去3年間の検出状況

(検出地点数/測定地点数)

	H18	H19	H20
0.01 mg/L超過	3/5,436	2/5,600	2/5,226
0.005 mg/L超～0.01 mg/L以下	9/5,436	9/5,600	6/5,226
0.001 mg/L超～0.005 mg/L以下	82/5,436	61/5,600	48/5,226

※平成18年度から平成20年度の水道統計水質編より集計

※検出数は浄水（給水栓水等）中のトリクロロエチレンの最高値の個数

(参考2) 参照条文

○食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）

第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。

ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。

(一～六号省略)

七 水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項（同条第1項第1号から第3号までの規定に係る部分に限る。）の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(八～十四号省略)

(2・3項省略)

○水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。

- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。
- 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日 厚生省令第15号）

（一般事項）

第1条 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（一～十五号 略）

十六 浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。

十七 資材又は設備（以下「資機材等」という。）の材質は、次の要件を備えること。

（イ・ロ 略）

ハ 浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く。）の材質は、厚生労働大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、別表第二の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。

○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日 厚生省令第14号）

（浸出等に関する基準）

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第一の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

（2～4項 略）